

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表六(三) 平十四・四・一以後終了事業年度分

当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算											
控除限度額	国 (別表六(二)「14」)			1	円	控除余裕額	国 (1)-(5)			6	円
	道府県民税 ((1)×5.0%又は別表六(三)付表「28」の④)			2			道府県民税 (((1)+(2)-(5))と(2)のうち少ない金額)			7	
	市町村村民税 ((1)×12.3%又は別表六(三)付表「28」の⑤)			3			市町村村民税 (((4)-(5))と(3)のうち少ない金額)			8	
	計 (1)+(2)+(3)			4			計 (6)+(7)+(8)			9	
控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「26」)				5		控除限度超過額 (5)-(4)				10	
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細											
事業年度	区分	控除余裕額			控除限度超過額						
		前期繰越額及び当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①-②	前期繰越額及び当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④-⑤				
		①	②	③	④	⑤	⑥				
	国 税	11	円	円	円	外 円					
	道府県民税	12									
	市町村村民税	13									
	国 税	14		円		外	円				
	道府県民税	15									
	市町村村民税	16									
	国 税	17				外					
	道府県民税	18									
	市町村村民税	19									
	国 税	20				外					
	道府県民税	21									
	市町村村民税	22									
	国 税	23				外					
	道府県民税	24									
	市町村村民税	25									
	国 税	26				外					
	道府県民税	27									
	市町村村民税	28									
合計	国 税	29				外					
	道府県民税	30									
	市町村村民税	31									
	計 (29)+(30)+(31)	32									
当期分	国 税	33	⁽⁶⁾		⁽¹⁰⁾	外 (別表六(二の二)「25」-(32の外))					
	道府県民税	34	⁽⁷⁾								
	市町村村民税	35	⁽⁸⁾			(32の②)					
	計 (33)+(34)+(35)	36	⁽⁹⁾	(32の⑤)							

別表六(三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、次の場合に記載します。
 - (1) 当期において繰越控除余裕額による控除又は繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合
 - (2) 当期に減額された控除対象外国法人税額が当期において納付することとなる控除対象外国法人税額に充当しきれない場合
 - (3) 翌期以降に繰り越す控除余裕額又は控除限度超過額を計算する場合
- 2 「当期の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「控除限度額」の「国税1」の金額は、100円未満の金額を切り捨てないで記載します。
 - (2) 「道府県民税2」の「(1)×5.0%」は、「国税1」の金額に5.0%を乗じた金額を記載しますが、地方税法施行令第9条の7第4項ただし書《道府県民税の控除限度額》の規定の適用を受ける場合は、別表六(三)付表の「合計28」の「道府県民税の控除限度額④」の金額を記載します。
 - (3) 「市町村民税3」の「(1)×12.3%」は、「国税1」の金額に12.3%を乗じた金額を記載しますが、地方税法施行令第48条の13第5項ただし書《市町村民税の控除限度額》(同令第57条の2《法人等の市町村民税に関する規定の都への準用等》の規定において準用する同令第48条の13第5項ただし書を含みます。)の規定の適用を受ける場合は、別表六(三)付表の「合計28」の「市町村民税の控除限度額⑤」の金額を記載します。
 - (4) 「控除対象外国法人税額5」の金額が「控除限度額」の「計4」の金額に満たないときは、右側の「控除余裕額」の各欄に記載し、「控除対象外国法人税額5」の金額が「控除限度額」の「計4」の金額を超えるときは、その超える金額を右側の「控除限度超過額10」に記載します。
- 3 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額に関する明細」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「控除余裕額」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「前期繰越額及び当期発生額①」には、国税、道府県民税又は市町村民税について、控除余裕額の生じた各事業年度のこの表の「控除余裕額」の各欄に記載された金額から令第144条《繰越控除限度額等》の規定により国税及び地方税の控除限度超過額に充て、又は充てられることとなる金額を控除した金額を記載します。

なお、前3年以内に開始した各事業年度のうちに納付すべきことが確定した控除対象外国法人税額を損金の額に算入した事業年度があるときは、その算入した事業年度以前の各事業年度のこれらの控除余裕額は切り捨てられますので、この欄には記載しないでください。
 - ロ 「当期使用額②」には、当期において「控除限度超過額10」の金額がある場合に、国税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの前期繰越額を、最も古い事業年度のものから順次に、かつ、同一事業年度のものについては国税の前期繰越額、道府県民税の前期繰越額、市町村民税の前期繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。
 - ハ 「翌期繰越額③」には、各事業年度ごとに「前期繰越額及び当期発生額①」から「当期使用額②」を控除した金額を記載します。
 - (2) 「控除限度超過額」の各欄に、次により記載します。
 - イ 「前期繰越額及び当期発生額④」には、前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額のうち、その後の各事業年度の控除余裕額に充てられなかった金額を記載しますが、前3年以内に開始した各事業年度のうち納付すべきことが確定した控除対象外国法人税額を損金の額に算入した事業年度があるときは、その算入した事業年度以前の各事業年度のこれらの控除限度超過額は切り捨てられますので、この欄には記載しないでください。
 - ロ 「当期使用額⑤」の外書には、別表六(二)の「25」の金額を最も古い事業年度のものから順次「前期繰越額及び当期発生額④」に記載された金額に充当し、なお、残額がある場合に「当期分」の「当期使用額⑤」に翌期へ繰り越す未充当額として外書きします。
 - ハ 「当期使用額⑤」の本書には、「前期繰越額及び当期発生額④」に記載された金額から「当期使用額⑤」の外書の金額を控除した金額のうち「控除余裕額」の「計9」の金額に達するまでの金額を、最も古い事業年度のものから順次記載します。
 - (3) (1)及び(2)により記載するほか、法第69条第4項の規定の適用を受ける場合にあっては、次により記載します。
 - イ 合併法人等においては、被合併法人等の適格組織再編成の日の属する期前の各期の控除余裕額又は控除限度超過額(合併法人等が移転を受けた事業に係る部分に限ります。)に係る金額と合併法人等の各期の控除余裕額又は控除限度超過額に係る金額とに区分して、それぞれ各期ごとに記載します。
 - ロ 被合併法人等においては、被合併法人等の各期の控除余裕額又は控除限度超過額から合併法人等に移転をした事業に係る部分の金額を控除した金額を記載します。